

広島県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二号

広島県漁業調整規則の一部を改正する規則

広島県漁業調整規則（令和二年広島県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（衛星船位測定送信機等の備付け命令） 第五十一条（略） 2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。 第五十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第三十三条第一項、第三十四条から第四十三条まで、第四十五条第一項、第四十六条第一項又は第四十七条の規定に違反したとき。 二 第三十三条第十三項において準用する第十三条第一項若しくは第二項又は第四十六条第三項の規定により付けた条件に違反したとき。 三 第二十三条第一項（第三十三条第十三項において準用する場合を含む。）、第三十三条第十三項において準用する第二十二条第二項、第四十五条第二項又は第五十条第一項の規定に基づく命令に違反したとき。 2（略） 第六十条 第二十五条第一項（第四十八条第八項において準用する場合を含む。）、第三十一条、第三十三条第十項又は第四十四条第一項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、科料に処する。	（衛星船位測定送信機等の備付け命令） 第五十一条（略） 第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第三十三条第一項、第三十四条から第四十三条まで、第四十五条第一項、第四十六条第一項又は第四十七条の規定に違反した者 二 第三十三条第十三項において準用する第十三条第一項若しくは第二項又は第四十六条第三項の規定により付けた条件に違反した者 三 第二十三条第一項（第三十三条第十三項において準用する場合を含む。）、第三十三条第十三項において準用する第二十二条第二項、第四十五条第二項又は第五十条第一項の規定に基づく命令に違反した者 2（略） 第六十条 第二十五条第一項（第四十八条第八項において準用する場合を含む。）、第三十一条、第三十三条第十項又は第四十四条第一項の規定に違反した者は、科料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五十九条第一項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和七年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に係る改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。